

農地中間管理事業の推進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「農用地等」とは、農地（耕作の目的に供される土地をいう。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）並びに農業用施設の用に供される土地等をいうものとする。

二 「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として次の業務を行う事業であつて、農地中間管理機構（第四の指定を受けた者をいう。以下同じ。

）が行うものをいうものとする。

(一) 農用地等についての農地中間管理権（農用地等について、第十から第十五までに定めるところにより貸し付けることを目的として農地中間管理機構が取得する賃借権、使用貸借による権利又は農地貸付信託の引受けにより取得する所有権等をいう。以下同じ。）を取得すること。

(二) 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。）を行うこと。

(三) 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。

(四) 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。

(五) (一)から(四)までの業務に附帯する業務を行うこと。
(第二条関係)

第三 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

一 都道府県知事は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 基本方針においては、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等、農地中間管理事業の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

三 基本方針は、農業経営基盤強化促進法の基本方針に適合しなければならないものとする。

四 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

(第三条関係)

第四 農地中間管理機構の指定

都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に関し、次の基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、農地中間管理機構として指定することができるものとする。

(一) 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

(二) 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。

(三) 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。

(四) 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによつて農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(五) その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
(第四条関係)

第五 農地中間管理事業評価委員会

一 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならないこととし、同委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができるものとする。

二 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命するものとする。

（第六条関係）

第六 役員の選任及び解任

一 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

二 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第七の農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき、農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき等において、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができ、その命令を不服としないものとする。

（第七条関係）

第七 農地中間管理事業規程

一 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「

農地中間管理事業規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

二 農地中間管理事業規程においては、次の事項を定めるものとする。

- (一) 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準
 - (二) 農地中間管理権を取得する農用地等の基準
 - (三) 農地中間管理権の取得の方法
 - (四) 第十一に規定する農用地利用配分計画の決定の方法
 - (五) 第二の二の(三)の業務の実施基準
 - (六) 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項
 - (七) その他農地中間管理事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項
- 三 都道府県知事は、一の認可の申請があつた場合において、次のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならないものとする。
- (一) 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

(二) 二の(一)の事項が、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれるものであること。

(三) 二の(二)の事項が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、第十による募集に応募した者の数その他地域の事情を考慮して農地中間管理権を取得することを内容とするものであること。

(四) 二の(三)の事項が、農用地等の所有者からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため特に必要があると認める場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れることを内容とするものであること。

(五) 二の(四)の事項が、地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うものと認められること。

(六) 二の(五)の事項が、農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれる場合に実施することを内容とするものであること。

(七) 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

四 農地中間管理機構は、一の認可を受けたときは、その農地中間管理事業規程を公表しなければならないものとする。

（第八条関係）

第八 事業計画等

一 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、その事業年度の農地中間管理事業の目標等を定めた事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。とともに、これらを公表しなければならないものとする。

二 農地中間管理機構は、毎事業年度終了後、農地中間管理事業に関し事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならないものとする。

（第九条関係）

第九 監督命令

都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があるときは、農地中間管理機構に対し、農地中間管理事業に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

（第十三条関係）

第十 借受けを希望する者の募集等

農地中間管理機構は、定期的に、区域ごとに、当該区域に存する農用地等について借受けを希望する者を募集し、これに応募した者及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

(第十七条関係)

第十一 農用地利用配分計画

一 農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権の設定等を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

二 農用地利用配分計画においては、賃借権の設定等を受ける者の氏名・住所、その者が賃借権の設定等を受ける土地の所在・地番・地目・面積、設定等を受ける権利の種類・内容・始期・存続期間、その者が賃借権の設定等を受けた農用地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件その他必要な事項を定めるものとする。

三 都道府県知事は、一の認可の申請があったときは、その旨を公告し、当該農用地利用配分計画を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならないものとし、利害関係人は、当該縦覧期間満了の

日までに、当該農用地利用配分計画について、都道府県知事に意見書を提出することができるとすること。

四 都道府県知事は、一の認可の申請に係る農用地利用配分計画について、農用地利用配分計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること、賃借権の設定等を受ける者が第十により公表されている者であること、その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、その者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合にはその者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること等の要件に該当すると認めるときは、その認可をするものとする。

五 都道府県知事は、一の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならないものとし、その公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによって賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転するものとする。

六 農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法の規定にかかわ

らず、貸主又は賃貸人の承諾を得ることを要しないものとする。

(第十八条関係)

第十二 計画案の提出等の協力

一 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

二 農地中間管理機構は、一の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、第十一の一及び二の例により、第十一の四の要件に該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるものとする。

三 市町村は、一又は二の協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。

(第十九条関係)

第十三 農地中間管理権の設定等に係る契約等の解除

農地中間管理機構は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が、相当の期間を経過してもなお貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、都道府県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係

る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができるものとする。

（第二十条関係）

第十四 農用地等の利用状況の報告等

一 農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者は、毎年、当該賃借権の設定等を受けた農用地の利用の状況について、農地中間管理機構に報告しなければならないものとする。

二 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、農用地等を適正に利用していないと認めるとき又は正当な理由がなくて一による報告をしないときは、都道府県知事の承認を受けて、当該農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができるものとする。

（第二十一条関係）

第十五 業務の委託

一 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の決定等の農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならないものとする。

二 農地中間管理機構は、農地中間管理事業に係る業務（一に規定する業務を除く。）の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならないものとする。

(第二十二条関係)

第十六 地方公共団体との連携等

農地中間管理機構は、地方公共団体並びに日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び農林漁業成長産業化支援機構と密接な連携の下に、その創意工夫を発揮して農地中間管理事業を積極的に実施しなければならぬものとする。

(第二十三条関係)

第十七 事業への協力

都道府県農業会議、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会その他の農業に関する団体等は、農地中間管理事業の実施に関し農地中間管理機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(第二十四条関係)

第十八 農林水産大臣による評価等

農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行い、その結果及び農地中間管理事業を効率的かつ効果的に実施している農地中間管理機構の取組に関する情報を公表することその他の方法により、農地中間管理事業の効率的かつ効果的な実施に向けた取組が促進されるよう努め

るものとする。

（第二十五条関係）

第十九 農林水産大臣への通知

都道府県知事は、第四の指定をしたとき等所要の場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知しなければならないものとする。

（第三十条関係）

第二十 事務の区分

第三の一等により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすること。

（第三十一条関係）

第二十一 罰則

罰則について所要の規定を定めるものとする。

（第三十三条関係）

第二十二 附則等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、そ

の実施主体を含むこれらの事業の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第二条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。